

平成20年4月1日から 後期高齢者医療制度が始まります

現在、75歳以上の方や65歳以上75歳未満で一定程度の障害認定を受けている方は、国民健康保険や会社の健康保険（被用者保険）等に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けています。

しかし、国が進める医療制度改革により、平成20年4月からは、今まで加入していた保険をはずれ他の健康保険とは独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。

そこで今回は地域医療連携室より、後期高齢者医療制度についてご紹介します。

対象者は・・・

- 現在老人保健を受給中の方→自動的に被保険者となりますので、手続きは必要ありません
- 75歳を迎える方→75歳の誕生日から資格を取得します
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害状態があり広域連合（運営主体）の認定を受けた方

保険証は・・・

- 窓口で提示するのは、後期高齢者医療被保険者証1枚となります
- 新しい保険証は、平成20年3月末までにご自宅へ郵送される予定です

医療機関での支払いは・・・

今まで通り変わりません。原則1割負担ですが、現役並みの所得がある方は3割負担となります

保険料について

保険料は、これまで負担のなかった方も原則的に一人ひとりに負担をしていただくこととなります。

しかし、これまで健康保険（被用者保険）等の被扶養者（子どもの扶養に入っていた方等）で保険料の負担がなかった方や、収入が少ない世帯の方については、軽減措置があります。

※ 手続きその他、詳しくは各市役所へお問い合わせください。

